

令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

１．令和５年度の実績

「環境配慮契約法」及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1建築物の設計、④-2建築物の維持管理、④-3建築物の改修、⑤産業廃棄物の処理について、環境配慮契約の締結状況は以下のとおりであった。

- １）①電気の供給のうち、高圧・特別高圧電力については、環境配慮契約（裾切り方式（注１））による入札を実施した（契約件数：５件。予定使用電力量：142,299,505kWh）。

一方、低圧電力については、環境配慮契約（裾切り方式）による入札を実施した（契約件数：22件。予定使用電力量：78,203kWh）。

（注１）二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況をそれぞれ点数化し、その合計が基準値以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。

- ２）②自動車の購入及び賃貸借については、総合評価落札方式（注２）による入札を実施したうえで環境配慮契約を締結した（契約件数：２件）。

（注２）環境性能（燃費）と入札価格を総合的に評価した結果、最も評価値の高い者を落札者とする方式。

- ３）③船舶の調達については、契約締結の実績はなかった。

- ４）④-1建築物の設計については、環境配慮型プロポーザル方式（注３）による契約締結の実績はなかった。

（注３）温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式。

- 5) ④-2 建築物の維持管理については、契約締結の実績はなかった。
 - 6) ④-3 建築物の改修については、契約締結の実績はなかった。
 - 7) ⑤産業廃棄物の処理については、裾切り方式（注4）による入札を実施したうえで環境配慮契約を締結した（契約件数：3件）。
- （注4）温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定（優良産廃処理事業者認定制度）への適合状況をそれぞれ点数化し、その合計が基準値以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。

以 上